

産物売払事業の着手にあたって

造材事業着手に係る集材路・土場の使用にあたっては、保安林の作業許可申請（集材路、土場等の支障木が発生する場合は保安林の伐採届出を含む）を30日前までに申請（届出）することが必要となります。

土場の位置・集材路の予定線形の確認及び支障木の現地調査を事業者と共に実施後、保安林等の作業許可申請（届出）書を作成しますが、事業に着手する30日前までに申請（届出）を完了させるために、造材事業の着手にあたっては計画性をもった事前打合わせが必要となります。

支障木調査等は、オホーツク総合振興局西部森林室森林整備課が担当します。

道有林網走西部管理区はSGEC/PEFC森林認証の取得に伴い、事業現場からの油類等の流出による土壌及び土質汚染防止のため次のとおり適正な管理を行わなければなりません。

- (1) 油類の搬入量は、作業工程を考慮した量とし、過大な現場保管はしないこと。
- (2) 保管は密閉できる容器を使用し、高温とならない場所に保管すること。
- (3) 給油は、保管場所を考慮の上、給油場所を定めた場所で行うこと。
- (4) 給油の際は、油類の漏出防止のため、受け皿等を設けて行うこと。
- (5) グリス等容器等の使用済み容器は、適正な方法で廃棄処理すること。
- (6) 以上を確実にするための責任者を定めること（火気取り扱い責任者等の兼務でも差し支えありません）。
- (7) 責任者は、適宜、保管場所、保管状況、給油状況、空容器等の搬出状況について記録写真を撮影してください。

管理状況を撮影した写真等については、事業期間中に提出していただきます。

オホーツク総合振興局西部森林室森林整備課 主査（販売）

TEL 0158-82-2246（直通）